

第6号様式（第19条関係）

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事	平成24年 7月 24日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 GSユアサ 取締役社長 依田 誠 電話 075-312-1211

主たる業種	各種蓄電池、電源システム、照明機器およびその他電気機器の研究・開発・設計・製造・販売					細分類番号 2 9 5 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	環境マネジメント活動によって、省エネルギー活動を展開し、温室効果ガスの削減を行なう。						
計画を推進するための体制	事業所長を委員長とする環境管理委員会で計画および月次管理を行い、また専門委員会(エネギー委員会)活動を通じて温室効果ガス削減活動を展開する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	56,591.0トン	53,131.0トン	トン	トン	-6.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	56,591.0トン	53,131.0トン	トン	トン	-6.1 パーセント	
	実績に対する自己評価	電気自動車用Li-ion電池生産ラインの拡大などがあったものの、いわゆる節電活動が功を奏し、CO2削減を達成できた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の川に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	対象事業所全体	事業活動に伴う排出の量(生産又は売上額:千円)	3.82	3.21			-15.97 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
	実績に対する自己評価	総量削減に加え、電気自動車用Li-ion電池生産ラインの拡大により原単位水準が下がり大幅な達成を果たした。					
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	18.0 パーベント	22.0 パーベント	パーセント	パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	高効率機器を導入した。 機器の適正な運用管理に努めた。					
	(24) 年度						
	(25) 年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	社内マイカー通勤利用規定による自動車通勤者抑制の継続					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	現行規定制定後、必要性の少ない社員は制限、または自ずと自動車通勤を控えており、これが継続して効果を示している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・燃費向上ガッリー、省エネシア「エコセラ」、新型リチウムイオン電池など、環境貢献製品に注力している。 ・地域小学校に対する環境学習会を実施している。 ・廃棄物量を内容ごとに把握すると共に、分別・有効化を中心とした量の削減を行っている。 						
特記事項	平成22年12月の電気自動車用Li-ion電池生産ライン新設で排出総量が前年度より大幅に増加し、今後もそれ以上の量となる。 よって基準年度は平成22年単年度とする。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。